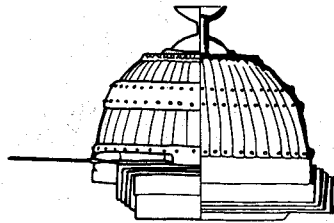


紀 要

第 4 号



1990. 12

財団法人 滋賀県文化財保護協会

20. 中世成立期における琵琶湖畔開発の一例

——研究ノート 2*——

造 酒 豊

このノートで主要な問題としている史料をまず示しておこう。

□ 濱脇南壹町

□ 濱河流末湖邊生地之空閑年久間、更□□輩徒有公地之費、因茲永為□□領所申請在地
公民等、但於今者藤井□□立券進如件

承暦三年三月十日

神崎相□伴判

紀判

西御厩刀禰田中判

惣刀禰矢田部判

越後介藤井判

橋御園司藤井

□ 在地刀禰住人等署判

」⁽¹⁾

(1)

上記の一一六六号文書中に、開発対象地を「生地之空閑」「公地」などと表現している。律令においては、新たな開発を行なう際には官への申請が必要であるが、ここで取り上げるものもそれに基づく申請書である。したがって、開発対象地には何らかの法的性格付けがなされていたことになるが、それを「生地之空閑」や「公地」と云った語句で表現したものと考えられる。

以下では、「生地之空閑」を取り上げるが、まず「生地」の意味について考えておこうと思う。

ここで取り上げる史料は、律令の条文⁽²⁾と『令義解』及び『令集解』⁽³⁾である。『令義解』は「養老令の官撰注釈書。清原夏野らの撰。833(天長10)年の成立。……本書の解釈は令と同様の効力があった。⁽⁴⁾」とされ、834(承和元)年12月には実際に施行されたものとされている。また『令集解』は「養老令の私撰注釈書。惟宗直本著。貞観(859~876)ごろの成立。それまでに行なわれていた種々令文の解釈を集大成したもの。大宝令の注釈書も引用されている。」とされている。

以上の様な史料によって、上記の「生地」をはじめ、「空閑」「公地」と云った語句が、律令によってどの様に性格づけされていたのか、また、どう変化して来たのか、と云った点を考えてみようと思う。

ところで、冒頭の一一六六号文書が作製された当時(11世紀後半)は、律令がほぼ空文化し、特に在地社会はすでに中世的色彩を濃くしている。しかし、上記の3語句のうち「空閑」「公地」は律令的用語である。すなわち、土地をめぐる中世的諸関係を形成しつつありながらも、な

お律令的語句を使用しなければならない所に、この時代の特徴が現われている。したがって、これら三つの語句を、その起点である律令からたどることによっては、歴史的変質過程を把握し得るのではないかと考える。さらに、一一六六号文書で開発の対象とされた土地の性格や、開発の歴史的意義が見えてくるのではないか、という期待がある。

(2)

『大漢和辞典』によれば、「生地=セイチ。地を生ずる。土地ができる。」とある。この様な「生地」には、隆起や堆積作用等の原因により、具体的には多様な内容が含まれているが、要は、これまで存在していなかった所に、新たな土地ができることであろう。

この「生地」と云う用語は、律令の条文にはない。少なくとも養老律令においては見られない。しかし、内容的に最も近い語句であろうと考えられる「新出之地」があるので、まずこれから考えてみよう。

養老田令為水侵食条は次の通りである。

「凡田 為水侵食 不依旧派 新出之地 先給被侵之家」

要約すれば、「洪水等の水害により田が侵食された場合、流路が変わって旧河道が新しく土地になるが、その『新出之地』を被害を受けた家に優先して給せよ。」ということであろう。この条文は養老令のものである。ところで、『令集解』の同条に対する注釈文中に、「古記云 新出之地 謂舊川地」とある。この「古記云」は、天平年間(729~749年)に成立した注釈書からの引用と考えられており、この天平年間においては大宝律令が施行されていたことから、大宝令文中にも同条文が存在し、それには「新出之地」の語句も用いられていたものと考えられる。

以上より「新出之地」と云う語句が大宝令制定時より存在し、少なくとも『令集解』成立時までは、律令用語として定着していたものと考えられるが、律令条文中におけるこの「新出之地」の示す内容は、「不依旧派」の語によって、河川流路の変更の結果としての「生地」であって、先に考えた「生地」の内容よりも極めて狭いものに限定されている。また、ここでの「新出之地」は、「被侵之家」に給すべき土地とされているだけで、後にふれる様な性格づけもなされていない。この様な限界は、律令が基本法である所からきているものであろう。

(3)

『令義解』における同条注釈文は以下の通りである。

「凡田為水侵食 謂。食猶壞。言為水侵壞也。 不依舊派 新出之地 先給被侵之家 謂。新出之地 堪佃者 給被侵之家若別縣界出者 不待班年 非也」

割注部分が『令義解』の注釈にあたる。ここでの主要な問題点は、「新出之地」を「被侵之家」に給すべき時期を、「班年」を待たず即時にするのか、「班年」を待ってその時にするのか、と云ったことであり、『令義解』の注釈者は、「不待班年」即時に給すべきであると結論している。

さて、後段の割注によれば、給されるべき「新出之地」は「堪佃」であることが条件づけられている。それは、この条件の裏には不「堪佃」である「新出之地」の存在することが前提されている。しかし、その不「堪佃」地は文面に表われてはいない。この点は、注釈者にとって関心の

ある問題の性質上自然のことである。と云うよりも、別の制度に属するものなのであろう。しかし、ここで確認しておきたい点は、令の条文をより実際的に注釈する場合には、令条文そのままに、単なる「新出之地」と云った表現をするのではなく、給される「新出之地」が「堪佃」の地であるのか否かと云った点は実践的な問題であったのである。この点については、『令集解』所収「古記云。……若新出之地。可堪佃食者。先以侵損家給え……。」とあるから、『令義解』はこれを踏襲したものであろう。

さらにこの『令義解』の注釈にはもう一つの問題がある。すなわち、「不待班年 給」によって、「新出之地」のうち「堪佃」の地は口分田と同様な性格を付与されていたらしいが、明確にし得ない。

(4)

『令集解』の同条注釈には、「古記云」の様に天平年間成立で大宝令の注釈書からの引用を始め、「穴云」等の様に9世紀前半の注釈書に至る迄、数種のものが記載されている。

①「古記云。新出之地。謂舊川地。此云者。獨口分田若新出之地。可堪佃食者。先以侵損家給之。若有欠者。至班田之年。以公田加給之。」

この「古記云」の注釈については、「堪佃」・不「堪佃」の区別について先に述べた。その他の点としては、「此云者。獨口分田」「至班田之年。以公田加給之。」とあることによって、「侵損」を受けた「口分田」だけに対する損害補償としてかんがえられているとともに、給された「新出之地」が班田制の中に組み込まれていることを示している。そして、不「堪佃」地は、別の枠組に編入されたのであろう。

②「八十一例云。川崩埋田。不待班年。以乘田加給。問。墾田被侵食者。如何處分。答。以新出之地先給。唯有欠者。更不加給。問。神田。寺田。若為處分。答。神田有欠者加給。寺田不合。但已被侵者量給耳。皆以新出之地。本主給主。」

この「八十一例云」においては、問答形式によって注釈を加えている。第1点としては、「川崩埋田」の時には、「乘田」すなわち公田の一部を「加給」することとされている。この点は、令条文とは一致しないことはもちろんだが、『令義解』や「古記云」とも相違している。そして、『令義解』所引「穴云」においては「八十一例文非令志也」と批判されている。第2点としては、「新出之地」は、「墾田」や「神田。寺田」が「被侵食」の時に給すべきものとされている。この点についても、「古記云」においては「此云者。獨口分田」とされていることと相反するものになっている。「八十一例云」の注釈がこの様に大きく相違している点の理由は、『令集解』所載の諸注釈についての比較研究や実際事例の研究が必要であり、このノートの目的からそれてしまうので言及はしないが、ただ、注釈者の視野が、「墾田」や「神田。寺田」をも把えている点で、広がりを見せていることに注意しておきたい。さらに、「川崩埋田」すなわち口分田の被害には、開墾に必要な「新出之地」ではなく、既墾田である「乘田」を給すべきであり、「墾田」や「神田。寺田。」に対してこそ「新出之地」を給すべしとしている点は、より現実的な解釈、と云うよりも、班田制に適った解釈であろうと考えられる。

このノートで問題にしている「新出之地」ひいては「生地」の性格づけの点から云えば、「新出之地」を班田制の枠外に置くことになる「八十一例云」の注釈は注目しておくべきであろう。

③「穴云」の注釈は長く、しかも多岐にわたるため、必要と思われる部分についてのみ摘出して考えておこう。

「問。何為墾田給口分哉。答。新出之地。負公水者。皆為口分。雖新出地。私開井溝造食者。為墾田也。」

これによれば「新出之地」と一語で表現されていても、開墾する際に「公水」を利用するものであれば口分田として取り扱う、つまり班田制の中に組み込むが、「私開井溝」の場合には「墾田」と見なされることになる。この点は、先に『令義解』や「古記云」で見た「堪佃」、不「堪佃」の関係に共鳴するものである。しかし、一つの重要な点が明らかにされていない。すなわち「新出之地」のうちのどの様な部分が給され、あるいは給されないかと云った点である。『令義解』や「古記云」においては「堪佃」地が給されたのであるが、この「穴云」においては、ともかくもまず「新出之地」を給して開発せしめ、その結果として、「負公水」か「私開井溝」かによって、「口分」と「墾田」との区別を立て様としている様に思われる。あるいは、「堪佃」地を給することは、もはや無条件の前提であるのだろうか。そうであるとすれば、「堪佃」地の中には2種類の土地を含んでいることになり、あいまいな点を残すことになる。

その他、この「穴云」においては、「職位田。功田」や「賜田」更に「溝井崩埋」の場合も想定されている。

④「跡云。新出。謂被損之田相代出地。但至他所而新出所者。皆公地耳。凡新出之地。不盡勞而安得佃食者。則成口分耳。盡強力而開墾耳。是私治田耳。寺田神田墾田被侵食。更不給代。

朱先問。未知何。園地被侵。有新出替給耳。」

ここでは第1点として、「新出。謂被損之田相代出地。但至他所而新出所者。皆公地耳。」について考えておこう。川の流路が動いた場合、既存の田は損を被るが、反対にその分だけ新しく土地が出来ることになり、これを「新出」の地として規定している。この場合の「田」とは恐らく口分田のことであろう。すなわち、既存田である口分田が「被損」した時の反射的結果としての新しい土地だけが「新出」の地とされるのである。そうでない場合、つまり口分田を「被損」させずに新しく土地ができた場合、未墾地域での流路変更の場合には、いわゆる「新出」の地とは認めず、したがって給することもせず、「公地」と規定して別の枠組に属せしめると云うことであろう。この「公地」と云う語句は初めて出てきたのであるが、冒頭で述べた如く一一六六号文書の中に見られるので、後であらためて論じたいと思う。

第2に、「凡新出之地。不盡勞而安得佃食者。則成口分年。盡強力而開墾者。是私治田年。」の文は、「穴云」の「負公水」や「私開井溝」の区分、「古記云」と『令義解』の「堪佃」、不「堪佃」の区分とほぼ共通するものであろう。

第3に、「寺田神田墾田被侵食。更不給代。」としている点は、「八十一例云」では、「新出之地」を給するとしているので、相反する理解を持っていることになる。また「穴云」では、「寺田神田」についての言及はない。「墾田」に関しては、明確ではないが否定的である。

第4に、「園地被侵。有新出替給年。」とある。この「園地」については、田令園地条において「凡給園地者。隨地多少均給。若絶戸還公。」と云う規定がある。この点は、班給されるべき、「園地」と口分田についてのみ「新出地」が関わるものと理解され、したがって第1点で述べた「田」は口分田であることを示している。

ここで「穴云」にもどって見よう。「穴云」においては、「新出之地」のうちどの様な部分が給され、あるいは給されないのか、不明確であると述べた。そして、「跡云」でもまた明確にされていない。すなわち、跡・穴両説においては、「被侵」の口分田に対してはともかく「新出之地」を給すること、そして開発の難易によって口分田が墾田かに区分すればよいと云った理解を持っていたのだろう。

(5)

『令集解』同条には、この他にも「朱云」と「先云」の注釈が記載されているが、ここでの問題に関する内容は含まれていないので省略する。

以上、養老令や『令義解』、『令集解』について考えてきたが、ここではそれらを整理しておこう。

『令集解』所収「古記云」においては、「新出之地」とは「舊川地」であり、それには「堪佃」地と不「堪佃」の区別が一応なされているが、不「堪佃」には言及されていない。すなわち、「堪佃」地は口分田と同様に班田制に組み込まれるが、それ以外の「新出之地」は別の枠組に属されることになる。

養老令においては、「新出之地」は特に性格づけはなされていないが、「不依旧派」の語句によって「古記云」と同様に「舊川地」としてよいであろう。また、「堪佃」か否かにも全くふれず、単に「新出之地」として表現されているだけであり、班田制との関係も不明確である。

『令集解』所収「八十一例云」においては、「新出之地」は口分田の損害補償として給される土地ではなく、「墾田」や「神田」等に対して給されるものとしている。つまり「新出之地」は班田制とは別の枠組に属するものとされている。

「跡云」においては、口分田が「被損」した際、その反射的結果のみを「新出之地」として規定し、それ以外の「新出所」は「公地」であるとしている。さらに、この様に限定された「新出之地」をも、開墾の難易によって「口分」田と「私治田」とに区分する。この様な区分の立て方には、部分的な矛盾も含んでいるが、ここで云う狭い意味での「新出之地」のうち「不盡勞而安得佃食」の地のみを班田制の中に取り込み、その他の「新出之地」や「新出所」は墾田制や「公地」等として、別の枠組に属せしめていることになろう。

「穴云」においては、「公地」に関する様な注釈はないが、ほとんど「跡云」と同じ事を云っている。さらに「職位田、功田」や「賜田」にもふれていて、それらに対しては、「新出之地」または「乘田」を給すべしとしている。

『令義解』においては、「新出之地」のうち「堪佃」の地が給されて、班田制に編入されるとともに、不「堪佃」の地は、別の枠組に属するものと言及もされていない。

(6)

「生地」について考えるためには、「新出之地」について、もう少し整理をしておかねばならないだろう。

第1に、「新出之地」とは、川の流路変更にともなって新たに出来た土地を指す語句である。しかしその際、被害を受けた田を「口分田」に限定してしまう「跡云」の様な意見もある。第2に、「新出之地」は被害を受けた「口分田」に対する損害保障として給すべしという意見が多いが、「八十一例云」においては、公田としての「乗田」を給すべしという意見もある。第3に、「新出之地」を給すべし、とは云うものの、その開発における難易の程度や「公水」を利用するや否やによって、班田制に組み入れられるものと、墾田制に組み入れられたり、「公地」と規定されるもの等がある。

以上の様な「新出之地」についてのまとめを敷衍することによって、「生地」について考えてみよう。

第1に、大宝令が制定されて以来、『令集解』が成立する9世紀前半までは、基本法たる令条文はもとより、その注釈書においても「生地」という語句は使用されていなかった。しかし、狭い意味での「生地」つまり「新出之地」という語句が使用されていた。だが、視野をもう少し広く持つ意見もあった。それは「跡云」の「公地」がそうであり、この視点を積極化すれば、「生地」の概念へ到達するものであり、漠然とは認識されていたのであろう。

第2に、「新出之地」を含めて、「生地」と呼び得る土地のうち、「堪佃」や「負公水」あるいは「不盡勞而安得佃食」の地は、それが新たな開発によるものではあっても、口分田として班田制の中に組み入れられたものと考えられる。それとは反対に、不「堪佃」等の地は別の枠組に属せられたのであろう。その中には、私的な開発により墾田制の枠組に含まれたり、雑令国内条に規定されたりしたものと考えられる。

(7)

一一六六号文書における「生地」は、以上のまとめのうちの第2点、墾田制に関わる語句であろうと考えられる。

ところで、諸先学による注釈書の研究においては、明法家による机上の空論であろうとされている。しかし、それらが空論であろうとも、諸注釈間における相違が存在することから、実態をそれなりに反映していることを示している。また、それは当時の行政の理念を追求した結果を示しているものであり、したがって、理念は理念として把握しておく必要がある。

このノートで目的とした、「生地」の変化を11世紀後半までたどることはできなかった。しかし、その起点は把握できたように思う。次には実態に即した検討が必要であるが、それには「墾田制」の問題を避けることはできない。この「墾田制」、広くは律令田制の研究については、膨大な蓄積があり、そこから多くのことを学ばねばならない。

注

* 「ノート 1」は『滋賀文化財だより』№151（1990年7月20日号）所収

- (1) 『平安遺文』第3巻所収
- (2) 『日本思想大系 律令』（岩波書店刊）より引用
- (3) 『新訂増補國史大系 令義解』及び『同 令集解 第2』（吉川弘文館刊）より引用
- (4) 『日本史辞典』（角川書店刊 第2版）より引用

編集後記

本年度は協会設立20周年。これに伴う展示会や記念誌の発行等色々な事業を実施した。本号も20周年を祝う意味で、職員全員の投稿を呼びかけたところ、ほぼ全員の27名の参加を得、発刊することができた。紀要の充実はみんなの頑張りによるところが大で、次号以降も編集者を悩ませるほどの投稿を期待したい。

平成2年12月

紀 要 第 4 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241